仕　様　書

以下、千葉市を発注者、契約締結業者を納入者とする。

１　納入者は、下記業務を行うものとする。

（１）アルファ米（白飯、五目ごはん及び白がゆ）、クラッカー、栄養補助食品及びクリームサンドビスケットを納入期限までに発注者が指定する場所に納入する。

（２）納入期限は、令和６年３月２２日（金）までとする。

　　　なお、納入開始の２週間前までに、納入日程を発注者に報告すること。

（３）納入場所及び納入数量は、別紙「備蓄食料納入数等一覧」のとおりとする。

（４）その他、詳細については、発注者、納入者協議のうえ、行うものとする。

２　アルファ米の仕様は下記のとおりとする。

（１）アルファ米（白飯）

ア　参考商品

（ア）尾西食品株式会社【尾西の白飯】

（イ）アルファー食品株式会社【安心米 白飯】

（ウ）株式会社サタケ【マジックライス 白飯】

※いずれも本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

イ　内容量

　　1袋100g以上

ウ　発注数量

　　70,050袋

（２）アルファ米（五目ごはん）

ア　参考商品

（ア）尾西食品株式会社【尾西の五目ごはん】

（イ）アルファー食品株式会社【安心米 五目ご飯】

（ウ）株式会社サタケ【マジックライス 五目ご飯】

※いずれも本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

イ　内容量

　　1袋100g以上

ウ　発注数量

　18,400袋

（３）アルファ米（白がゆ）

ア　参考商品

（ア）尾西食品株式会社【尾西の白がゆ】

（イ）アルファー食品株式会社【安心米 白がゆ】

※いずれも本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

イ　内容量

　　1袋40g以上

ウ　発注数量

　20,700袋

（４）上記（１）～（３）については、下記の事項を共通の仕様とする。

ア　包装等

（ア）包装形態

アルミ蒸着ラミネートフィルム又はアルミ箔包材を使用したチャック付きスタンディングタイプの袋とし、この袋のみで賞味品質が5年間保持可能なこと。

（イ）形状寸法

　　概ねW160×H150mm程度とする。

（ウ）表示

　品名・原材料・内容量・賞味期限・保存方法・製造業者・作り方・標　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　準栄養成分表を記載すること。また、袋の内側又は外側に注水線を印刷表示してあること。

（エ）低水分用脱酸素剤を封入してあること。

（オ）ポリエチレン製又はポリスチレン製スプーン1本が付属されていること。

イ　梱包等

（ア）包装形態

製品50袋を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。

（イ）形状寸法

概ねL420×W300×H190mm程度とする。

（ウ）表示

品名、数量、製造業者名、納入年度、製造年月、賞味期限、アレルギー対応製品である旨を側面2面以上に黒字で記載すること。また、賞味期限の表示を、別紙「表示案」のとおり他の表示より大きくすること。なお、段ボールへの表示案を作成した後、防災対策課に提示し、承認を得ること。

ウ　品質保証等

（ア）常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。

（イ）特定原材料等28品目（えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・アーモンド）不使用の、アレルギー対応製品であること。

（ウ）製品納入時に、製造業者による同一品の品質保証書及び食品衛生法規記載の指定検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。

（エ）品質保証期間内において、市の要請があった場合は市備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること（なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要のある特別の事態が生じた場合は、市は成分分析を要請出来るものとする。）。

（オ）日本災害食学会による日本災害食認証を取得した製品であること。

（カ）製造年月日については、納入期限から6か月以内のものを納入すること。（キ）原材料やコンタミネーションの情報を記載した書類を提出すること。

３　クラッカーの仕様は下記のとおりとする。

（１）参考商品

ア　ヤマザキビスケット株式会社【災害救助用クラッカー】

イ　株式会社ブルボン【災害備蓄用クラッカー】

※仕様は、18リットル缶タイプのものとする。

※いずれも本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

（２）内容量

　　　1袋85g以上

（３）発注数量

　　　38,990袋（避難所用24,500袋、職員用9,170袋、帰宅困難者用5,320袋）

（４）包装等

ア　袋　：脱酸素剤を封入し、密封する。

イ　梱包：18リットル缶に35袋収納し、2缶を1つの段ボール箱に収納する。

（５）表示

袋又は缶には品名、内容量、製造業者名、製造年月日又は賞味期限を表示し、段ボール箱（側面2面以上）には品名、数量、製造業者名、納入年度、製造年月、賞味期限を黒字で記載すること。また、賞味期限の表示を他の表示より大きくすること。（別紙表示案を参照）なお、段ボール箱への表示案を作成した後、防災対策課に提示し、承認を得ること。

（６）品質保証等

ア　常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。

イ　製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び食品衛生法規記載の　指定検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。

ウ　品質保証期間内において、市の要請があった場合は市備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること（なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要のある特別の事態が生じた場合は、市は成分分析を要請出来るものとする。）。

エ　製造年月日については、納入期限から6か月以内のものを納入すること。

オ　原材料やコンタミネーションの情報を記載した書類を提出すること。

４　栄養補助食品の仕様は下記のとおりとする。

（１）参考商品

アスト株式会社【AST新・備 ENE BER（エネバー）】

※本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

（２）内容量

　　　1袋65g以上

（３）発注数量

　　　21,150袋

（４）包装等

ア　包装形態

気密性容器に密封されたレトルトパウチタイプの袋とし、この袋のみで賞味品質が5年間保持可能なこと。

イ　形状寸法

　概ねW130×H160mm程度とする。

ウ　表示

品名・原材料・内容量・賞味期限・保存方法・製造業者・標準栄養成分表を記載すること。

（５）梱包等

ア　梱包形態

製品50袋を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。

イ　形状寸法

概ねL350×W250×H170mm程度とする。

ウ　表示

品名、数量、製造業者名、納入年度、製造年月、賞味期限を側面2面以上に黒字で記載すること。また、賞味期限の表示を、別紙「表示案」のとおり他の表示より大きくすること。なお、段ボールへの表示案を作成した後、防災対策課に提示し、承認を得ること。

（６）品質保証等

ア　常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。

イ　製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び食品衛生法規記載の　指定検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。

ウ　品質保証期間内において、市の要請があった場合は市備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること（なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要のある特別の事態が生じた場合は、市は成分分析を要請出来るものとする。）。

エ　製造年月日については、納入期限から6か月以内のものを納入すること。

オ　原材料やコンタミネーションの情報を記載した書類を提出すること。

５　クリームサンドビスケットの仕様は下記のとおりとする。

（１）参考商品

江崎グリコ株式会社【保存用ビスコ（コンパクトタイプ）】

※本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

（２）内容量

　　　1袋60g以上

（３）発注数量

　　　20,880袋

（４）包装等

ア　包装形態

5枚を一組として内袋に封入し、この内袋3組を脱酸素剤とともに配布可能な外袋に真空パックしていること。また、この袋のみで賞味品質5年間保持可能なこと。

イ　形状寸法

　概ねW70×H130mm程度とする。

ウ　表示

品名・原材料・内容量・賞味期限・保存方法・製造業者・標準栄養成分表を記載すること。

（５）梱包等

ア　梱包形態

製品60袋を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。

イ　形状寸法

概ねL310×W450×H180mm程度とする。

ウ　表示

品名、数量、製造業者名、納入年度、製造年月、賞味期限を側面2面以上に黒字で記載すること。また、賞味期限の表示を、別紙「表示案」のとおり他の表示より大きくすること。なお、段ボールへの表示案を作成した後、防災対策課に提示し、承認を得ること。

（６）品質保証等

ア　常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。

イ　製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び食品衛生法規記載の　指定検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。

ウ　品質保証期間内において、市の要請があった場合は市備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること（なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要のある特別の事態が生じた場合は、市は成分分析を要請出来るものとする。）。

エ　製造年月日については、納入期限から6か月以内のものを納入すること。

オ　原材料やコンタミネーションの情報を記載した書類を提出すること。